

第 1 4 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和6年8月9日（金）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	出
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出					出席 7人	
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
		吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出			
		井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人				
4	欠席委員	なし								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希								
6	議事録署名委員	6番 本田 博 委員 7番 村岡幸枝 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書について（坂本） (2) 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請書について（恩地） (3) 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について（吉尾） (4) 議案第42号 農業振興地域整備計画の変更について (5) 議案第43号 所有者等を確認することができない農地の公示について 【追加議案】 (6) 議案第44号 非農地証明申請書について（吉尾）								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和6年9月総会 9月9日（月）午後1時30分～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他								
11	閉会	午前10時00分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 14 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、おはようございます。 「暑い」は聞きなれてしまったので言いませんが、高温によるコメや大豆のかんがいによる生育の悪さが際立っています。営農意欲がなくなる声もあり心配しているところです。それでも大豆の生産は頑張っておられます。田の水も何とかある状態ですが、川には藻が出ていて田を冷やすには水温が高いかもしれないと思っています。収穫まで心配はもう少しとなりますが、引き続いて見回りをよろしくお願いします。それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、7 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、6 番 本田博 委員、 7 番 村岡幸枝 委員 を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 3 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (坂本)	
議長	「議案第 3 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (坂本)」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第 3 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (本泉)」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読、資料の説明】

	案件は、坂本地内の畑１筆、田２筆でございます。 本案件につきましては、譲渡人が高齢となり、今後の維持管理を続けることが難しくなったため、隣家である譲受人に譲渡することとなり本申請に至ったものでございます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第３９号 農地法第３条の規定による許可申請書について（坂本）について、ご意見、ご質問はありませんか。
	【異議なしの声】
議長	ご意見はありませんか。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第３９号 農地法第３条の規定による許可申請書について（坂本）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、議案第３９号 農地法第３条の規定による許可申請書について（坂本）は承認されました。
(2) 議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請書について（恩地）	
議長	「議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請書について（恩地）」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請書について（恩地）」を説明させていただきます。 議案書の１７ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読、資料の説明】 案件は、恩地地内の畑でございます。 本案件につきましては、申請農地は、譲受人が経営する畜産事業に際して、飼料となる牧草を栽培する目的で、譲渡人から譲渡を受け耕作をするため、本申請に至ったものでございます。

	簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請書について（恩地）について、ご意見、ご質問はありませんか。
	【異議なしの声】
議長	ご意見はありませんか。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請書について（恩地）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請書について（恩地）は承認されました。
(3) 議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請書について（吉尾）	
議長	「議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請書について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請書について（吉尾）」を説明させていただきます。 議案書の６３ページを開いていただきたいと思います。 【議案書をもとに朗読】 案件は、吉尾地内でございます。 申請人（譲受人）は、畜産事業者で、事業の拡大に伴い、カウハッチ、農業用機械、農業用車両が手狭となったため、自社所有地近隣の申請地を農業用施設用地として譲渡人との間で売買しようとするものでございます。 用地につきましては、農用地区域内の農用地ですが、農業用施設用地への用途変更を所管の農業委員会に協議し、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものとして確認を得ています。 用地の造成にあたっては、土砂の流出を防ぐため畦畔を超えない程度の真砂土を敷くこととしています。 汚水排水については、糞尿、汚水等はおがくずと混ぜて、堆肥として処理することとしています。 雨水排水については、地下浸透の予定です。

	隣接の農地はありません。 資力については、借受人の預金口座の残高証明書にて、土地買収費、材料費以上の残高を確認し実施は可能と判断したところでございます。 なお、造成等については自社で実施予定です。 以上、「議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請書について」の説明とさせていただきます。
議長	現地の状況を確認しておりますので、その報告を受けたいと思います。
高勢地区農業委員	本日午前８時２０分に、山本会長さん、山本事務局長さんとで、申請人から説明を受けました。 計画内容につきましては、農地に真砂土を敷きならして、子牛を肥育するカウハッチを設置する用地とするもので、造成に当たっては畦畔の高さまでの造成をすることとして土砂等の流出を防ぐこととしており、隣接する農地もなく特に問題は生じないと思ったところです。 雨水については地下浸透、糞尿、汚水についてはおがくずと混ぜて堆肥とする計画となっており、周辺への影響は無いものと判断したところです。 以上で、現地確認の報告とします。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請書について（吉尾）、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請書について（吉尾）は、承認されました。
(4) 議案第４２号 農業振興地域整備計画の変更について	
議長	「議案第４２号 農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第４２号 農業振興地域整備計画の変更について」を説明させていただきます。 議案書の９２ページを開いていただきたいと思います。

	【議案書をもとに朗読】 このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。 案件は、先ほど審議いただきました吉尾の農地について、農地転用を行うことから、農用地区域内の用途を「農用地」から「農業用施設用地」に変更するものです。 ここからは、農林課から小椋補佐に出席していただいていますので、説明をお願いしたいと思います。
農林課	【小椋補佐説明】
議長	現地の状況につきましては、先ほど報告をいただいていますので、割愛します。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第42号 農業振興地域整備計画の変更について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第42号 農業振興地域整備計画の変更については、承認されました。
(5) 議案第43号 所有者等を確認することができない農地の公示について	
議長	「議案第43号 所有者等を確認することができない農地の公示について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第43号 所有者等を確認することができない農地の公示について」を説明させていただきます。 議案書の112ページを開いていただきたいと思います。 【議案書をもとに朗読】 案件は、片柴の農地です。昨年度末まで利用権設定がされていましたが、すでに土地所有者がなくなっており、利用権設定の更新ができない状況にあります。 当該農地の遊休農地化を防止するため、農地法に基づく所有者の探索を実施しましたが、所有者を確認することができませんでしたので、公示を行い所有者等の確認を行うものです。 なお、本公示を行い2カ月以内に所有者等からの申出がない場合は、その旨を中間管理機構に通知し、当該農地について鳥取県知事の裁定により利用権設定することができます。

	以上「議案第４３号 所有者等を確知することができない農地の公示について」の報告とさせていただきます。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第４３号 所有者等を確知できない農地の公示について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第４３号 所有者等を確知できない農地の公示については、承認されました。
議長	それではここで暫時休憩します。
	【暫時休憩】
議長	再開します。 只今事務局から追加議案の審議が提出されましたので、これを許可します。 事務局は、追加議案の説明をお願いします。
事務局	それでは追加議案として提案させていただきました「議案第４４号 非農地証明申請書について（吉尾）」の説明をさせていただきます。 案件は吉尾の農地です。当該農地は平成２８年に農業用施設用地として農地法第５条第１項の規定による転用許可を受けています。 農地の転用は完了したものの、当時、地目変更の手続きをしておらず地目上は農地のままとなっているため、今回、改めて非農地証明申請を行われたものです。 事務局で現地を確認しましたが、カウハッチが設置され現況も農業用施設用地として利用されています。 非農地証明の対象とする条件としましては、④の「人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に２０年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる」ものに該当すると判断したところでありまして、非農地証明の判断は「非農地」としております。 説明は以上でございます。

議長	事務局の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
議長	何かご質問、ご意見はありませんか。 【「なし」の声、多数あり】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第４４号 非農地証明申請書について（吉尾）、承認される方は挙手をお願いします。 【全委員の挙手を確認】 それでは、議案第４４号 非農地証明申請書について（吉尾）は、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、引き続き、第６の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告（１）農地法第３条の３第１項の規定による届出につきましては、７件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告（２）の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が発注する災害復旧工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。一時転用の箇所は鎌田地内です。 報告事項は以上でございます。 よろしく願いいたします。
議長	続いて、第７のその他に入ります。 （１）令和６年９月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 ９月９日（火）午後１時３０分からの開会を予定します。 会場は、第２会議室です （２）その他
議長	その他はありませんか。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。

【委員会終了：午前10時30分】

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月9日

議 長

(記名)

議事録署名委員

6 番 農業委員

(記名)

7 番 農業委員

(記名)